

平成30年
3月定例会提案議案概要
2月28日送付

52議案

- ・専決処分 1議案
- ・当初予算 10議案
- ・補正予算 7議案
- ・条例 26議案
- ・その他議案 8議案

専決処分予算関係

■平成30年2月6日付専決

議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号）

平成29年度長浜市一般会計補正予算（第9号）

【内容】

歳入 繰越金の増額 (250,000千円)

歳出 雪寒対策費の増額 (250,000千円)

※予算総額を250,000千円増額

予算関係

【当初予算】 10件

議案第2号 平成30年度長浜市一般会計予算

議案第3号 平成30年度長浜市国民健康保険特別会計予算

議案第4号 平成30年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）予算

議案第5号 平成30年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計予算

議案第6号 平成30年度長浜市介護保険特別会計予算

議案第7号 平成30年度長浜市休日急患診療所特別会計予算

議案第8号 平成30年度長浜市農業集落排水事業特別会計予算

議案第9号 平成30年度長浜市病院事業会計予算

議案第10号 平成30年度長浜市老人保健施設事業会計予算

議案第11号 平成30年度長浜市公共下水道事業会計予算

【補正予算】 7件

議案第12号 平成30年度長浜市一般会計補正予算（第1号）

議案第13号 平成29年度長浜市一般会計補正予算（第10号）

議案第14号 平成29年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第15号 平成29年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）

議案第16号 平成29年度長浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第17号 平成29年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第18号 平成29年度長浜市病院事業会計補正予算（第2号）

条例関係

所管課	内 容
高齢福祉介護課	<p><u>議案第19号 長浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について</u></p> <p>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行により、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所の指定指導権限が県から市へ移譲されることに伴い、当該基準を本市条例において定</p>

	<p>めるものです。</p> <p>【主な制定内容】</p> <p>(1) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (2) 指定居宅介護支援事業者の指定に必要な申請者の要件 →国の基準に準じて設定し、一部、市の基準を追加 市基準：①申請者の要件に、暴力団排除規定を追加 ②職員向けに確保すべき研修内容を具体的に明記 (高齢者の人権擁護、虐待防止、認知症ケア等)</p> <p>【施行日】平成30年4月1日</p>
情報政策課	<p>議案第20号 長浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について</p> <p>本市第2次ICT利活用プランに位置づけている行政手続等の電子化（オンライン化）を推進するため、このことに関する共通事項を本市条例において定めるものです。</p> <p>【主な制定内容】</p> <p>本市条例等の規定により書面等により行うこととされている申請等手続について、電子情報処理組織（オンラインシステム）で行うことができるよう規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる手続等 <p>申請等、通知等、縦覧等、資料等作成等</p> <p>【関係条例】長浜市行政手続条例</p> <p>手続等のオンライン化が可能となることに伴う所要の改正</p> <p>【施行日】平成30年4月1日</p>
行政経営改革課	<p>議案第21号 長浜市事務分掌条例の一部改正について</p> <p>本市公共下水道事業について、平成30年4月1日から地方公営企業法の財務規定を適用することに伴い、独立採算制の原則に基づく経営を確立する体制を整えるため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>下水道事業部の新設</p> <p>【施行日】平成30年4月1日</p>
総務課	<p>議案第22号 長浜市個人情報保護条例の一部改正について</p> <p>「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備等に関する法律」により、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が平成29年5月30日に改正され、個人情報の定義の明確化等が図られました。</p> <p>本市においても法令の改正内容に沿う形で定義等を改めるため、本市個人情報</p>

	<p>保護条例等を一部改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 個人情報の定義の明確化 個人識別符号が単独でも個人情報となることを明確化</p> <p>(2) 要配慮個人情報 取扱いに特に配慮を要する個人情報を要配慮個人情報として定義 例) 人種、信条、社会的身分、心身の機能のしょうがいがあること等</p> <p>【関係条例】長浜市情報公開条例</p> <p>上記(1)について、個人情報保護条例における個人情報の定義と統一するため、同様の改正を行う。</p> <p>【施行日】公布の日</p>						
人事課	<p>議案第 23 号 長浜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 24 号 長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について</p> <p>長浜市特別職等報酬等審議会より提出された答申を踏まえ、本市市議会議員並びに市長、副市長及び教育長に係る期末手当の支給割合を引き上げるため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <table border="1" data-bbox="448 1207 1305 1357"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行 (本市一般職員に準拠)</th> <th>改正案 (国家公務員の特別職に準拠)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間</td> <td>2.600</td> <td>3.300 (+0.70)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行日】平成 30 年 4 月 1 日 (平成 30 年 6 月支給分より引き上げ後の期末手当を支給)</p>		現行 (本市一般職員に準拠)	改正案 (国家公務員の特別職に準拠)	年間	2.600	3.300 (+0.70)
	現行 (本市一般職員に準拠)	改正案 (国家公務員の特別職に準拠)					
年間	2.600	3.300 (+0.70)					
税務課	<p>議案第 25 号 長浜市税条例の一部改正について</p> <p>地域の特性を生かした事業により地域の事業者に対する経済的波及効果を高める取組を推進するため、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律」が平成 29 年 7 月 31 日に施行されたことに伴い、当該規定を引用する本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>引用する法律の改正に基づくもの</p> <p>○法律名称の変更 旧：企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 新：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</p> <p>○対象業種の拡大 製造業のみならず、サービス業等の非製造業を含む幅広い事業が対象</p>						

	<p>○地域経済牽引事業計画に基づく承認制度の創設</p> <p>【施行日】公布の日</p>
開発建築指導課 下水道課	<p>議案第 26 号 長浜市手数料条例の一部改正について</p> <p>滋賀県建築基準条例の一部改正に伴い建築基準法に基づく書類の写しの交付手数料を定めるため、及び建築基準法の一部改正に伴う条項ずれが生じること等から本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 滋賀県建築基準条例第 36 条の 6 の規定に基づく書類の写しの交付を追加 建築計画概要書等の写しの交付手数料：500 円/件</p> <p>(2) 建築基準法の一部改正に伴う条項ずれの改正</p> <p>(3) 下水道事業における下水道排水設備等工事施工指定業者の登録等に関する手数料の規定を本条例に一本化</p> <p>【関係条例】長浜市下水道条例</p> <p>上記(3)について、手数料条例に一本化するため一部を改正する。</p> <p>【施行日】上記(1)(2)：平成 30 年 4 月 1 日 上記(3)：公布の日</p>
市民課	<p>議案第 27 号 長浜市住民基本台帳カード利用条例の一部改正について</p> <p>住民基本台帳カードを利用した証明書交付サービスの提供を終了すること等に伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) サービスの新規利用申請の終了</p> <p>(2) 多機能端末を使用した各種証明書交付サービスの終了</p> <p>【施行日】上記(1)公布の日 上記(2)平成 30 年 12 月 29 日</p>
保険医療課	<p>議案第 28 号 長浜市国民健康保険条例の一部改正について</p> <p>平成 27 年 5 月 27 日成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成 30 年度から国民健康保険の財政運営の主体が都道府県になること、並びに国民健康保険法施行令の一部改正により国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額及び軽減判定所得基準が引き上げられることに伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 保険料率決定に係る基礎賦課総額の積算の県域化</p> <p>(2) 賦課限度額の引上げ</p> <p>① 基礎賦課額に係る賦課限度額の引上げ 現行 54 万円 → 改正案 58 万円</p> <p>(3) 国民健康保険料の軽減対象世帯の拡大</p> <p>① 5 割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定における、被保険者数に乗すべき金</p>

	<p>額の引上げ 現行 270,000 円 → 改正案 275,000 円</p> <p>② 2 割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定における、被保険者数に乗すべき金額の引上げ 現行 490,000 円 → 改正案 500,000 円</p> <p>【施行日】平成 30 年 4 月 1 日</p>															
<p>人権施策推進課</p>	<p>議案第 29 号 長浜市地域総合センター条例の一部改正について</p> <p>なつめ会館を解体し、長浜教育集会所の改修に合わせてその機能を集約することに伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 施設名称等の変更 なつめ会館を廃止し、長浜教育集会所の施設名称を長浜地域総合センターへ改める。</p> <p>(2) 長浜地域総合センター内の各部屋の名称及び使用料を改定</p> <table border="1" data-bbox="435 918 911 1218"> <thead> <tr> <th>部屋区分</th> <th>使用料(円/時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室①②</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>和室 (2 階)</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>なつめの間</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>200 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行日】平成 30 年 4 月 1 日</p>	部屋区分	使用料(円/時間)	学習室①②	200 円	和室 (2 階)	200 円	なつめの間	200 円	体育室	500 円	音楽室	200 円			
部屋区分	使用料(円/時間)															
学習室①②	200 円															
和室 (2 階)	200 円															
なつめの間	200 円															
体育室	500 円															
音楽室	200 円															
<p>高齢福祉介護課</p>	<p>議案第 30 号 長浜市介護保険条例の一部改正について</p> <p>本市における第 1 号被保険者の介護保険料について第 7 期介護保険事業計画(平成 30 年度～平成 32 年度)等に基づき保険料等の改定を行うため、並びに介護保険法の一部改正を受け、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 第 1 号被保険者の保険料の見直し</p> <p>○介護保険料基準額 (第 5 段階)</p> <table border="1" data-bbox="435 1655 1254 1805"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料率</td> <td>年額 69,840 円 (月額 5,820 円)</td> <td>年額 78,840 円 (月額 6,570 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○保険料段階設定</p> <table border="1" data-bbox="435 1852 968 2002"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本市</td> <td>11 段階</td> <td>13 段階</td> </tr> <tr> <td>国基準</td> <td>9 段階</td> <td>9 段階</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 過料の対象者の拡大 法改正により市が保険料及び保険給付について質問調査できる対象及び質問調</p>		現行	改正案	保険料率	年額 69,840 円 (月額 5,820 円)	年額 78,840 円 (月額 6,570 円)		現行	改正案	本市	11 段階	13 段階	国基準	9 段階	9 段階
	現行	改正案														
保険料率	年額 69,840 円 (月額 5,820 円)	年額 78,840 円 (月額 6,570 円)														
	現行	改正案														
本市	11 段階	13 段階														
国基準	9 段階	9 段階														

	<p>査に応じない場合に過料を課することができる対象の拡大</p> <p>追加する対象者：第2号被保険者の配偶者及びその世帯に属する者等</p> <p>【施行日】平成30年4月1日</p>																					
都市計画課	<p>議案第31号 長浜市都市公園条例の一部改正について</p> <p>「都市緑地法等の一部を改正する法律」の一部施行により都市公園法が平成29年6月15日に一部改正され、同日「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の施行により都市公園法施行令が改正されたこと等により、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 法令改正への対応（基準を設定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>法の定める基準</th> <th>本市基準(案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募対象公園施設(建築物)の建築面積の基準</td> <td>当該都市公園の敷地面積の10/100を限度</td> <td>10/100</td> </tr> <tr> <td>運動施設の敷地面積の基準</td> <td>【参酌割合】 運動施設の総敷地面積の都市公園敷地面積に対する割合が50/100</td> <td>50/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 指定管理させることができる公園施設の拡大 改正前：広場及び駐車場 改正後：都市公園全体</p> <p>(3) 利用の禁止及び制限できる要件の追加 追加要件：管理上やむを得ない場合、公益上やむを得ない場合</p> <p>(4) 引用する条項ずれの改正</p> <p>【施行日】公布の日</p>	項目	法の定める基準	本市基準(案)	公募対象公園施設(建築物)の建築面積の基準	当該都市公園の敷地面積の10/100を限度	10/100	運動施設の敷地面積の基準	【参酌割合】 運動施設の総敷地面積の都市公園敷地面積に対する割合が50/100	50/100												
項目	法の定める基準	本市基準(案)																				
公募対象公園施設(建築物)の建築面積の基準	当該都市公園の敷地面積の10/100を限度	10/100																				
運動施設の敷地面積の基準	【参酌割合】 運動施設の総敷地面積の都市公園敷地面積に対する割合が50/100	50/100																				
防災危機管理局	<p>議案第32号 長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について</p> <p>「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が平成30年2月7日公布、同年4月1日に施行されることから、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>非常勤消防団員等に対する損害補償の補償基礎額について、扶養家族がある場合の加算額を改定</p> <p>○日額加算額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配偶者</th> <th>22歳までの子</th> <th>22歳までの孫</th> <th>60歳以上の父母・祖父母</th> <th>22歳までの弟妹</th> <th>重度心身障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>333円</td> <td>267円</td> <td colspan="4">217円</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>217円</td> <td>333円</td> <td colspan="4">217円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行日】平成30年4月1日</p>		配偶者	22歳までの子	22歳までの孫	60歳以上の父母・祖父母	22歳までの弟妹	重度心身障害者	改正前	333円	267円	217円				改正後	217円	333円	217円			
	配偶者	22歳までの子	22歳までの孫	60歳以上の父母・祖父母	22歳までの弟妹	重度心身障害者																
改正前	333円	267円	217円																			
改正後	217円	333円	217円																			

<p>すこやか教育推進課</p>	<p>議案第 33 号 長浜市立学校給食センター条例の一部改正について</p> <p>「(仮称)長浜北部学校給食センター整備計画」に基づく、(仮称)長浜北部学校給食センターの開所及びこのことに伴う市内学校給食センターの再編のため、所要の改正を行うものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>○給食センターの名称及び位置</p> <table border="1" data-bbox="432 528 1407 826"> <tr> <td rowspan="5">現 行</td> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td>長浜市立長浜学校給食センター</td> <td>長浜市南田附町 535 番地</td> </tr> <tr> <td>長浜市立浅井学校給食センター</td> <td>長浜市内保町 627 番地</td> </tr> <tr> <td>長浜市立高月学校給食センター</td> <td>長浜市高月町高月 585 番地</td> </tr> <tr> <td>長浜市立木之本学校給食センター</td> <td>長浜市木之本町黒田 2874 番地</td> </tr> <tr> <td>長浜市立西浅井学校給食センター</td> <td>長浜市西浅井町塩津中 2074 番地</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="432 878 1407 1077"> <tr> <td rowspan="3">改 正 案</td> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td>長浜南部学校給食センター</td> <td>長浜市南田附町 535 番地</td> </tr> <tr> <td>長浜北部学校給食センター</td> <td>長浜市高月町高月 684 番地 1</td> </tr> <tr> <td>長浜北部学校給食センター分室</td> <td>長浜市西浅井町塩津中 2074 番地</td> </tr> </table> <p>【施行日】平成 30 年 8 月 1 日</p>	現 行	名称	位置	長浜市立長浜学校給食センター	長浜市南田附町 535 番地	長浜市立浅井学校給食センター	長浜市内保町 627 番地	長浜市立高月学校給食センター	長浜市高月町高月 585 番地	長浜市立木之本学校給食センター	長浜市木之本町黒田 2874 番地	長浜市立西浅井学校給食センター	長浜市西浅井町塩津中 2074 番地	改 正 案	名称	位置	長浜南部学校給食センター	長浜市南田附町 535 番地	長浜北部学校給食センター	長浜市高月町高月 684 番地 1	長浜北部学校給食センター分室	長浜市西浅井町塩津中 2074 番地
現 行	名称		位置																				
	長浜市立長浜学校給食センター		長浜市南田附町 535 番地																				
	長浜市立浅井学校給食センター		長浜市内保町 627 番地																				
	長浜市立高月学校給食センター		長浜市高月町高月 585 番地																				
	長浜市立木之本学校給食センター	長浜市木之本町黒田 2874 番地																					
長浜市立西浅井学校給食センター	長浜市西浅井町塩津中 2074 番地																						
改 正 案	名称	位置																					
	長浜南部学校給食センター	長浜市南田附町 535 番地																					
	長浜北部学校給食センター	長浜市高月町高月 684 番地 1																					
長浜北部学校給食センター分室	長浜市西浅井町塩津中 2074 番地																						
<p>保険医療課</p>	<p>議案第 34 号 長浜市後期高齢者医療の事務に関する条例の一部改正について</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律が平成 30 年 4 月 1 日に改正されることに伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>国民健康保険において県外の住所地特例を受けていた者が後期高齢者医療へ加入するとき、住所地特例の適用を引き継ぐため、保険料を徴収すべき被保険者に当該対象者を追加する。</p> <p>【施行日】平成 30 年 4 月 1 日</p>																						
<p>都市計画課</p>	<p>議案第 35 号 長浜市駅利用促進施設条例の一部改正について</p> <p>高月駅の券売業務等駅管理の効率化及び駅利用者の利便性の向上を図る目的で、高月駅の自由通路施設、待合室及び総合案内所等を一体とし、公の施設として規定する等のため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 施設名称・範囲の変更</p> <table border="1" data-bbox="459 1901 1396 2096"> <tr> <td></td> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <td>高月駅ギャラリー</td> <td>高月駅コミュニティセンター</td> </tr> <tr> <th>施設の範囲</th> <td>ギャラリー</td> <td>自由通路施設、ギャラリー、待合室、総合案内所等</td> </tr> </table>		現行	改正案	名称	高月駅ギャラリー	高月駅コミュニティセンター	施設の範囲	ギャラリー	自由通路施設、ギャラリー、待合室、総合案内所等													
	現行	改正案																					
名称	高月駅ギャラリー	高月駅コミュニティセンター																					
施設の範囲	ギャラリー	自由通路施設、ギャラリー、待合室、総合案内所等																					

	<p>(2) 使用料を徴収することができる施設から「永原駅コミュニティハウスのうち、多目的ギャラリー」を削除する。</p> <p>【施行日】平成 30 年 4 月 1 日</p>
北部振興局 丹生ダム対策室	<p>議案第 36 号 長浜市丹生ダム対策基金条例の一部改正について</p> <p>丹生ダム建設事業の中止に伴い、当該基金を丹生ダム建設事業中止に伴う地域整備及び地域振興事業の推進を目的として活用するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【施行日】平成 30 年 4 月 1 日</p>
病院事業事務局	<p>議案第 37 号 長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について</p> <p>地域手当の支給対象を市内全域の在勤とするため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 地域手当の支給対象職員 改正前：長浜市の区域(平成 18 年 4 月 1 日現在の区域)へ在勤する職員 改正後：長浜市の区域へ在勤する職員</p> <p>(2) 医師の地域手当を支給する職員 改正前：市立長浜病院に勤務する医師 改正後：職員のうち医師</p> <p>(3) 経過措置：平成 25 年 7 月 1 日から施行日の前日までに支給した地域手当は改正後の条例に基づき支給されたものとみなす。</p> <p>【施行日】公布の日</p>
高齢福祉介護課	<p>議案第 38 号 長浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>議案第 39 号 長浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>議案第 42 号 長浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について</p> <p>「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」により、各種介護サービス及び介護予防支援等の基準が改正されたこと等から、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 長浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 国の基準どおり</p>

	<p>(2) 長浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 国の基準どおり</p> <p>(3) 長浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 国の基準どおり</p> <p>【廃止する条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長浜市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例 <p>当該条例の規定について、「長浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」並びに「長浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」において規定することとし、当該条例を廃止する。</p> <p>【施行日】平成 30 年 4 月 1 日</p>
都市計画課	<p>議案第 40 号 長浜市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について</p> <p>水防法等の一部を改正する法律により独立行政法人水資源機構法が平成 29 年 6 月 19 日に改正されたことに伴い、条項ずれが生じることから当該規定を引用する本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【施行日】公布の日</p>
幼児課	<p>議案第 41 号 長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>第 7 次地方分権一括法により「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が一部改正されることに伴い条項ずれが生じること、並びに「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部改正により受給資格等の確認方法を改めるため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 引用する条項ずれの改正 (2) 子ども・子育て支援新制度における支給認定証の交付が任意となったことから、受給資格等の確認方法を改定する。 <p>【施行日】上記(1)：平成 30 年 4 月 1 日 上記(2)：公布の日</p>

市民活躍課	<p>議案第 43 号 長浜市市民まちづくりセンター条例の一部改正について</p> <p>北郷里まちづくりセンターの整備及び高月まちづくりセンターの運用見直しに伴い、両センターの使用料の設定を行うため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 高月まちづくりセンター</p> <p>実習室の空きスペースを活用し、「実習室 2」の区分を新たに設ける。</p> <table border="1" data-bbox="456 577 944 678"> <thead> <tr> <th>部屋区分</th> <th>使用料(円/時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実習室 2</td> <td>200 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 北郷里まちづくりセンター</p> <p>現在整備中の新しい北郷里まちづくりセンターの使用料を設定する。</p> <p>◇新施設</p> <table border="1" data-bbox="448 824 944 1323"> <thead> <tr> <th>部屋区分</th> <th>使用料(円/時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール A</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール B</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>会議室 A</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>会議室 B</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>工作室</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇現施設</p> <table border="1" data-bbox="999 824 1422 1126"> <thead> <tr> <th>部屋区分</th> <th>使用料(円/時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>学習室</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>和室(全面)</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>和室(半面)</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>300 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行日】 高月まちづくりセンター：平成 30 年 5 月 1 日 北郷里まちづくりセンター：平成 30 年 7 月 1 日</p>	部屋区分	使用料(円/時間)	実習室 2	200 円	部屋区分	使用料(円/時間)	多目的ホール A	300 円	多目的ホール B	200 円	会議室 A	200 円	会議室 B	100 円	音楽室	100 円	相談室	100 円	調理室	300 円	工作室	200 円	和室	100 円	部屋区分	使用料(円/時間)	ホール	300 円	学習室	100 円	和室(全面)	200 円	和室(半面)	100 円	調理室	300 円
部屋区分	使用料(円/時間)																																				
実習室 2	200 円																																				
部屋区分	使用料(円/時間)																																				
多目的ホール A	300 円																																				
多目的ホール B	200 円																																				
会議室 A	200 円																																				
会議室 B	100 円																																				
音楽室	100 円																																				
相談室	100 円																																				
調理室	300 円																																				
工作室	200 円																																				
和室	100 円																																				
部屋区分	使用料(円/時間)																																				
ホール	300 円																																				
学習室	100 円																																				
和室(全面)	200 円																																				
和室(半面)	100 円																																				
調理室	300 円																																				
下水道課	<p>議案第 44 号 長浜市公共下水道事業減債基金条例の廃止について</p> <p>平成 30 年 4 月 1 日から本市公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定を適用することに伴い、公営企業として効果的な財政運営を実施するため資金計画上必要となる現金資金を確保するものとし、本市公共下水道事業減債基金条例を廃止するものです。</p> <p>【施行日】 平成 30 年 4 月 1 日</p>																																				

その他の事件関係

所管課	内 容
高齢福祉介護課	<p>議案第 45 号 湖北地域介護認定審査会の廃止について</p> <p>米原市と共同設置している湖北地域介護認定審査会を平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止することについて、地方自治法に基づき議決を求めるものです。</p>

<p>市民活躍課 歴史遺産課</p>	<p>議案第 46 号・第 47 号 指定管理者の指定について</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求めるものです。</p> <p>それぞれの公の施設の名称、指定管理者及び指定期間は別紙のとおりです。</p> <p>議案第 46 号 湖北まちづくりセンター等の指定管理者の指定について 議案第 47 号 長浜市曳山博物館の指定管理者の指定について</p>
<p>道路河川課</p>	<p>議案第 48 号 市道の路線の認定について</p> <p>道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道として認定することにつき、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【認定路線】3 路線（新規認定）</p> <p>田部木之本線 大音南北 1 号線 大浦庄線</p>
<p>契約検査課 （下水道課）</p>	<p>議案第 49 号 工事請負契約の変更について</p> <p>木之本西幹線投入点（15）接続工事の契約金額を増額する変更契約を締結するものです。</p> <p>変更前：164,160,000 円 変更後：166,153,680 円 ※工事内容の変更に伴う契約金額の増額</p>
<p>契約検査課 （産業文化交流拠点整備室）</p>	<p>議案第 50 号・第 51 号・第 52 号 工事請負契約について</p> <p>○議案第 50 号 工事請負契約について</p> <p>契約の目的：長浜市産業文化交流拠点施設整備工事（建築工事） 契約の方法：一般競争入札 契約の金額：2,044,440,000 円 契約の相手方：彦根市大東町 4 番 20 号 岐建・材信特定建設工事共同企業体 岐建株式会社滋賀支店 常務取締役支店長 小菅 政広</p> <p>○議案第 51 号 工事請負契約について</p> <p>契約の目的：長浜市産業文化交流拠点施設整備工事（機械設備工事） 契約の方法：一般競争入札 契約の金額：370,440,000 円 契約の相手方：守山市下之郷二丁目 5 番 8 号 大崎設備工業株式会社 代表取締役 大崎 裕士</p>

	<p>○議案第 52 号 工事請負契約について</p> <p>契約の目的 : 長浜市産業文化交流拠点施設整備工事 (電気設備工事)</p> <p>契約の方法 : 一般競争入札</p> <p>契約の金額 : 278,640,000 円</p> <p>契約の相手方 : 彦根市地蔵町 112 番地 1 株式会社ノセヨ 代表取締役 野瀬 隆之</p>
--	---

報告関係

<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長の指定専決 <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく指定専決処分の報告 損害賠償の額を定めることについて 3 件 <ul style="list-style-type: none"> 内訳：公用車による物損事故 (1 件) その他の物損事故 (1 件) 市道の管理瑕疵による事故 (1 件) ・ 平成 30 年度徴収計画について ・ 平成 30 年度徴収計画について (病院事業)

別 紙

議案第 46 号～第 47 号 指定管理者の指定について

所管課	内容
市民活躍課	<p><u>議案第 46 号 湖北まちづくりセンター等の指定管理者の指定について</u></p> <p>公の施設の名称：湖北まちづくりセンター、湖北文化ホール、山本山運動 広場運動場、山本山運動広場体育館及び湖北体育館</p> <p>指定管理者</p> <p>所在地：長浜市湖北町海老江 276 番地</p> <p>名 称：特定非営利活動法人学びの里湖北</p> <p>代表者：理事長 小林 邦男</p> <p>指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日</p>
歴史遺産課	<p><u>議案第 47 号 長浜市曳山博物館の指定管理者の指定について</u></p> <p>公の施設の名称：長浜市曳山博物館</p> <p>指定管理者</p> <p>所在地：長浜市元浜町 14 番 8 号</p> <p>名 称：公益財団法人長浜曳山文化協会</p> <p>代表者：理事長 大塚 敬一郎</p> <p>指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日</p>

第1号 平成29年度長浜市一般会計補正予算(第9号)[専決処分]の概要

平成30年1月中旬以降の断続的な降雪により、除雪作業等に要する経費が不足するため、平成30年2月6日付けで補正予算の専決処分を行いました。

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	53,221,895	10,591,539	911,100	3,333,948	38,385,308
専決補正予算額(第9号)	250,000	0	0	0	250,000
補正後予算額	53,471,895	10,591,539	911,100	3,333,948	38,635,308

■平成30年2月6日付け専決処分 一般会計補正予算(第9号) 250,000

【歳入予算】

○繰越金 250,000

【歳出予算】

○雪寒対策費 除雪作業委託料、集落除雪作業補助金等 250,000

第13号 平成29年度長浜市一般会計補正予算(第10号)の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予算額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	53,471,895	10,591,539	911,100	3,333,948	38,635,308
3月補正予算額(第10号)	664,204	△ 23,875	148,600	229,665	309,814
				老人ホーム負担金: △5,000 財産収入: △262 寄附金: 18,234 基金繰入金: 187,599 諸収入: △10,906 財源更正: 40,000	地方特例交付金: 2,418 普通交付税: 665,777 基金繰入金: △468,566 繰越金: 255,000 臨時財政対策債: △146,100 諸収入: 41,285 財源更正: △40,000
補正後予算額	54,136,099	10,567,664	1,059,700	3,563,613	38,945,122

1. 国の補正予算に基づき新たに予算措置が必要となったもの

223,587

○地域農業担い手支援事業費	担い手確保・経営強化支援事業補助金	126,000【県:126,000】
○かんがい排水事業費	県営かんがい排水事業負担金の追加	31,000
○急傾斜地崩壊対策事業費	県営急傾斜地崩壊対策事業負担金の追加	6,587
○小学校校舎等維持管理経費	北郷里小エレベーター設置工事	60,000【国:5,326】 【基金:54,674】

2. 決算見込みに合わせた補正

△ 623,029

○基金への積立	公共施設等整備基金	386,734
	ふるさと寄附金の積立	59,000【その他:58,234】
○国県支出金の増減や契約差金等に伴う事業費の減額		△ 1,068,763【国:△178,362】 【県:△84,647】 【市債:△120,200】 【その他:△53,009】

3. その他の予算措置

1,063,646

○職員給与費	退職手当の追加	140,000
○湖北広域行政事務センター負担金	新畜場建設用地購入費負担金	80,091【市債:76,000】 【基金:4,091】
○水道用途廃止施設管理経費	旧馬上簡易水道施設解体工事	13,000
○病院事業会計負担金	市立長浜病院負担金の精算	133,504
○有害鳥獣対策事業費	有害鳥獣捕獲報償金の追加	42,445【県:24,992】
○林業振興対策事業費	公共建築物長浜市産材調達管理基金繰出金の追加	10,000
○観光振興事務経費	長浜観光協会負担金	5,000
○大寺三川線整備事業費	工事費の追加	13,051【国:7,178】
○河川改良事業費	普通河川改修工事、用地測量	59,000
○長浜駅周辺整備事業費	公共歩廊整備工事	136,720【基金:136,720】
○市営住宅管理事業費	箱柳団地解体工事	11,189
○文化施設整備事業費	産業文化交流拠点整備工事、工事監理委託	309,467【国:70,312】 【市債:192,800】 【基金:28,955】
○スポーツ施設整備事業費	西浅井体育館屋根改修工事	23,000
○学校給食センター管理運営事業費	配送車両・備品購入の契約額確定に伴う予算化	81,465
○林業施設災害復旧事業費	林道小一条線災害復旧工事(台風21号被害)	5,714【県:5,326】

■継続費

○長浜駅周辺整備事業（H28～H30）	年割額の変更		産業観光部長浜駅周辺まちなか活性化室
	平成29年度	136,720	
	平成30年度	△ 198,000	
○(仮称)長浜北部学校給食センター整備事業（H28～H30）	年割額の変更		教育委員会事務局教育総務課、すこやか教育推進課
	平成30年度	△ 7,752	

■債務負担行為

○湖北まちづくりセンター等指定管理料（H30～H34）	113,500	市民協働部市民活躍課
○長浜市曳山博物館指定管理料（H30～H32）	90,695	市民協働部歴史遺産課

■繰越明許費

○水道用途廃止施設管理経費	工事請負費	13,000	都市建設部下水道課
○地域農業担い手支援事業	補助金	126,000	産業観光部農政課
○林道整備事業	工事請負費	11,792	産業観光部森林整備課
○大寺三川線整備事業	工事請負費	39,181	都市建設部道路河川課
○単独道路整備事業	委託料	32,000	都市建設部道路河川課
○橋梁長寿命化事業	委託料、工事請負費、負担金	54,787	都市建設部道路河川課
○河川改良事業	委託料、工事請負費	59,000	都市建設部道路河川課
○地福寺神照線整備事業	委託料	53,988	都市建設部都市計画課
○長浜駅周辺整備事業	補助金	57,180	産業観光部長浜駅周辺まちなか活性化室
○長浜中心市街地地区整備事業	工事請負費	46,817	都市建設部都市計画課
○中心市街地整備事業	補助金	1,218,664	産業観光部長浜駅周辺まちなか活性化室
○市営住宅管理事業	工事請負費	11,189	都市建設部建築住宅課
○自主防災体制づくり事業	委託料	5,346	防災危機管理局
○小学校校舎等維持管理経費【変更】	工事請負費	60,000	教育委員会事務局教育総務課
○文化施設整備事業	委託料、工事請負費	309,467	市民協働部産業文化交流拠点整備室
○スポーツ施設整備事業	工事請負費	23,000	市民協働部スポーツ振興課
○学校給食センター管理運営事業	備品購入費	81,465	教育委員会事務局すこやか教育推進課学校給食室
○林業施設災害復旧事業【変更】	工事請負費	12,392	産業観光部森林整備課

特別会計

第14号 平成29年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	決算見込みによる減額	△ 582,680
第15号 平成29年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)	広域連合納付金の増額	20,746
第16号 平成29年度長浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	決算見込みによる減額等 【繰越明許費】公共下水道整備工事等【変更】	△ 169,985 162,344
第17号 平成29年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	決算見込みによる減額	△ 20,000

企業会計

第18号 平成29年度長浜市病院事業会計補正予算(第2号)	一般会計負担金の精算	133,504
-------------------------------	------------	---------